

## 産業廃棄物（廃棄蛍光管）処理委託契約書

### （収集運搬及び処分）

排出事業者 那覇市（以下「甲」という。）と、収集運搬及び処分業者 \_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、甲の事業所から排出される産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）の収集運搬及び処分に関して、次のとおり契約を締結する。

#### （法の厳守）

第1条 甲及び乙は、収集運搬業務及び処分業務の遂行にあたって法ならびにその他関係法令を遵守するものとする。

#### （許可証の写しの添付と許可の確認）

第2条 乙は、この契約書を締結するに当たり、法に基づく委託業務に係る乙の産業廃棄物の収集運搬業及び処分業の許可証の写しを本契約書に添付する。なお、乙は、許可事項に変更があった場合は、速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出する。

2 甲は、その許可証の写しにより次の項目及び第3条記載事項が有効であることを確認する。

##### （1）収集運搬業

- ① 許可した都道府県・政令市
- ② 事業の範囲（取扱う産業廃棄物の種類）
- ③ 許可番号
- ④ 許可年月日と許可の有効年月日
- ⑤ 積替え保管の有無
- ⑥ 積替え保管場所の所在地及び面積並びに積替え保管を行う産業廃棄物の種類
- ⑦ 許可の条件

##### （2）処分業及び再生利用業

- ① 許可した都道府県・政令市
- ② 事業の範囲（取扱う産業廃棄物の種類）
- ③ 許可番号
- ④ 許可年月日と許可の有効年月日
- ⑤ 事業の用に供する全ての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、設置許可年月日、許可番号）
- ⑥ 許可の条件

#### （委託業務の内容）

第3条 甲は、下記の「委託業務の内容」及び別紙に基づき、廃棄物の収集運搬業務及び処分業務を乙に委託する。

#### 【委託業務の内容】

##### 1 委託する廃棄物に係る項目

- （1）廃棄物の排出場所：那覇市内小学校・中学校（別紙対象施設一覧参照）
- （2）廃棄物の種類、数量、料金等（下記、別表に記載）

##### 2 収集運搬に係る項目

- （1）受託者の産業廃棄物収集運搬業の許可又は認定の事業の範囲（取扱う産業廃棄物の種類）  
：添付許可証のとおり
- （2）委託する廃棄物の運搬の最終目的地の所在地  
：\_\_\_\_\_
- （3）積替え保管の有無：（ 有 ・ 無 ）

##### 3 処分業務に係る項目

- （1）受託者の処分の場所の所在地  
：\_\_\_\_\_
- （2）受託者の産業廃棄物処分業の許可又は認定の事業の範囲  
〔処分方法（取扱う産業廃棄物の種類）〕  
：添付許可証のとおり

## 4 中間処理産業廃棄物に係る項目

(委託する産業廃棄物の処理が中間処理で中間処理産業廃棄物が発生する場合)

(1) 中間処理産業廃棄物の最終処分場の場所の所在地

:

(2) 最終処分の方法:管理型埋立

(3) 最終処分に係る施設の処理能力:面積: \_\_m<sup>2</sup> 容積: \_\_m<sup>3</sup>

別表 委託する廃棄物の種類、収集運搬及び処分料金、数量、処分の方法等

| 廃棄物の種類                                                                           | 収集運搬及び処分料金                         | 予定数量    | 処分の方法           | 処分施設の処理能力                                                                       |
|----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|---------|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 廃棄蛍光管                                                                            | 収集運搬・処分費 __円/kg<br>(廃棄物管理票発行手数料含む) | kg<br>枚 | 破碎・研磨・洗<br>浄、固化 | 破碎・研磨・洗浄:① __kg/<br>時間、 __kg/日 ② __kg/<br>時間、 __kg/日<br>固化: __ℓ /時間、 __ℓ /<br>日 |
| 必要情報(性状、腐敗、揮発等の性状及びその変化、荷姿、混合による支障等の取扱上の注意事項等)<br>・水銀等の有害物質が微量に含まれているので、飛散に注意する。 |                                    |         |                 |                                                                                 |

(産業廃棄物管理票)

第4条 甲は、廃棄物の搬出の都度、法に定める産業廃棄物管理票に必要事項を記入し、乙に交付しなければならない。

(業務完了報告書)

第5条 乙は、甲から引渡しを受けた物に係る委託業務を完了したときは、遅延なくそのことを甲に報告しなければならない。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、運搬区間に応じてマニフェストB2、B4 またはB6 の票の写しで、処分業務についてはマニフェストD票で代えることができる。

(義務と責任)

第6条 甲は、委託業務に支障が生じるおそれのある物質が混入しないよう注意する。万一混入したことにより乙の業務に重大な支障が生じ、又は、生じるおそれのある場合は、乙の委託物の引取りを拒否することができる。

2 乙は、甲から通知された第3条別表必要情報欄の情報に基づく細心の注意を払って委託業務を行う。

3 乙は、法令及びこの契約に従い、甲から委託された廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分まで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した事故については、その原因が甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。

(委託料の支払い)

第7条 乙は、引渡しを受けた委託業務が終了したときは、消費税額を加えた金額を甲に請求することができる。

2 甲は、産業廃棄物管理票により委託業務が終了したことを確認後、乙の請求する処理料金を支払う。

3 第3条別表の収集運搬及び処分料金の額が経済状態の変化、その他の理由により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。

(再委任の禁止)

第8条 乙は、甲から委託された業務を他人に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て、法令の定める再委託基準の範囲のものにかぎり再委託することができる。

(機密保持)

第9条 甲及び乙は、本契約の履行に際して業務上知り得た相手方の機密を、法令に定めのないものを除き、本契約の有効期間中はもとより、契約終了後といえども、第三者に漏洩してはならない。

(契約の解除)

第10条 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれか又は関係法令の規定に違反したときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約を解除した場合であっても、この契約に基づき甲から引渡しを受けた廃棄物の処理を乙が完了していないときは、乙の該当廃棄物を処理しなければならない。

3 甲は、乙、乙の代理人、又は乙との間にこの契約に係る物品等の購入契約その他の契約を締結するものが暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団関係者に該当すると判明したときは、この契約を解除することができる。

(委託契約期間)

第11条 この契約は、有効期限を契約の日から令和8年3月31日までとする。

(協議事項)

第12条 この契約に定めのない事項及びこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度、甲及び乙が誠意をもって協議の上、これを決定する。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲と乙は各々記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 那覇市泉崎1丁目1番1号  
那覇市  
那覇市長 知念 覚

(乙)